

市川市立福栄中学校 P T A会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、市川市立福栄中学校PTAと称し、事務所を学校内に置く。
- 第2条 本会は、学校・家庭ならびに地域社会が協力して、生徒の幸福な成長をはかり、併せて本校の教育活動に協力することを目的とする。
1. 家庭と学校とは常に連絡を緊密にとり、教育について父母と教師の協力をはかる。
 2. 教育環境の整備充実をはかる。
 3. 会員相互の教養を高め、親睦をはかる。
 4. 生徒の校外生活の指導と、保健衛生及び体力の向上をはかる。
 5. 学校行事へ協力し、生徒の幸福な成長をはかる。
 6. 特定の政党、宗教、思想に偏ることなく目的の達成をはかる。
 7. その他、必要と認められる事項。
- 第3条 本会は、規定の役員の被選出者がいない、または規定の人数が選出されず本会の運営が継続困難とみなされる場合は、総会での議決を経てその年度以降の本会を休止または解散することができる。休止または解散となった場合は次の事柄が適用される。
1. 本会が休止または解散となった場合はPTA会員の加入アンケート、会費の徴収、委員会の発足を行わない。
 2. 本会が休止または解散となつても学校運営において必要とされる活動については、有志により活動を継続できるものとする。その活動の運営は学校が行う。
 3. 本会が休止または解散となつた場合、PTAに関わる会計業務の運営は学校に移譲される。PTAから支出していた学校運営に関わる費用は、生徒一人当たりに相当する額が学校徴収金として組み込まれる。
 4. 本会役員の構成が可能となり、かつ本会が学校および保護者より必要と認められた場合は、休会または解散後に再度本会を発足することができる。

第2章 会 員

- 第4条 本会の会員は、入会届を提出した本校生徒の保護者（父母又はこれに代る者）並びに教職員とする。

第3章 役 員

- 第5条 本会には、次の役員を置く。
- | | |
|------|--------------------|
| 名譽会長 | 1名 |
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名（3名以上、内1名は教頭） |
| 会計 | 若干名（2名以上） |
| 書記 | 若干名（3名以上、内1名は教務主任） |
| 会計監査 | 若干名（2名以上） |
- 第6条 校長は、学校経営の立場から、名譽会長としてこれに参加する。

第 7 条 役員の任期は 1 年とするが、再任は妨げない。なお、補欠により就任した者の任期は前任者の残余の期間とする。

第 8 条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長 本会を代表して、会務を総括する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時は、会務を代行する。
3. 会計 総会で決定した予算に基づき、一切の経理を処理し、かつ管理する。
4. 書記 会務を記録し、会員に知らせる。
5. 会計監査 会計事務を監査する。

第 9 条 役員は、会長の招集により、役員会を構成する。

第 10 条 役員は、重要事項を審議し、必要な会務運営の意見の総合調整を運営委員会に提案する。

第 11 条 役員の選任は、次のとおり行なう。

1. 役員は、アンケートをもとに選出され、総会の承認を経て決定する。
2. 役員選考委員会は、運営委員、各学年委員から 5 名程度選ばれ構成する。
3. 互選により委員長、副委員長を選出し、委員長はこれを招集する。

第 4 章 総会

第 12 条 総会は全会員で構成され、全会員の過半数（委任状を含む）の出席で成立する。

第 13 条 総会は、本会の最高議決機関である。その議決は出席会員の過半数による。

第 14 条 総会は、毎年度始めに定期総会を開催する。他に必要に応じて臨時総会を開くことができる。オンライン・書面開催を含む。

第 15 条 総会は、会長がこれを招集し、総会議長は総会において選出される。

第 16 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 会務の報告と承認
2. 予算及び決算の承認
3. 役員の選出
4. 会則の変更
5. その他、重要な会務

第 5 章 運営委員会

第 17 条 運営委員会は、総会につぐ議決機関であり、次の構成員により構成する。

1. 第 4 条に定める役員（但し会計監査は含まず）
2. 各専門委員会委員長
3. 各学年委員長
4. 少年補導員（校長推薦により選出される）

第 18 条 運営委員会は、総会で承認された会務及び予算に基づき、その企画調整及び運営にあたる。

第 19 条 運営委員会は、会長が招集し、その議決は出席委員の過半数による。ただし

委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。オンライン・書面開催を含む。

第 20 条 運営委員会は、定期委員会及び必要に応じ、臨時の委員会を開くことができる。

第 6 章 専門委員会

第 21 条 専門委員会は、本会の活動に必要な事業の企画並びに調整にあたり、執行する。

但し各委員において、選出者がいない場合は一年間の活動を停止する。

- 第 22 条 専門委員会の種類と業務内容は、次のとおりとする。
1. 文化厚生委員会
 - 会報の編集、発行。
 - 会員の文化活動並びに体育活動の企画実施。
 - 生徒の福利厚生、文化活動並びに体育の援助及び奨励。
 2. 補導委員会
 - 生徒の校外生活の安全確保と健全育成。
 - 学区内における環境対策、整備の活動。
 3. 家庭教育学級
 - 家庭における教育力の向上と会員同士の親睦のための企画、運営。

第 23 条 各専門委員会は、年度始めにアンケートをもとに選出し、互選により委員長が選任される。

第 7 章 学年委員会

- 第 24 条 学年委員会については次のとおりとする。
1. 学年委員会は、アンケートをもとに選出された各クラス 2 名程度の学級代表並びに学年の教員により構成され、本会の学年活動を運営する。
 2. 臨時に集金業務を学校より依頼された場合、諸費集金業務にあたる。
 3. 学年委員は進学対策卒業対策委員会についての業務を兼ねるものとする。
- 第 25 条 学年委員長は学年委員の中から互選により選ばれる。
- 第 26 条 学年委員長は、必要に応じて学年委員会を招集し、議事を運営委員会に報告する。

第 8 章 会計

- 第 27 条 本会の経費は、会費・事業収入・その他を以ってこれにあてる。
- 第 28 条 会費については次のとおりとする。
1. 会費は一世帯年額 2000 円とする。
 2. 年度途中の転出入があった場合は、前期分・後期分として会計処理をする。
 3. 大規模災害などによる活動停止、縮小が見込まれる場合は、総会の議決により会費の減額を行うことが出来る。
- 第 29 条 本会会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

付 則 (1)

本会則は、昭和 54 年 1 月 10 日から実施する。

付 則 (2)

ただし昭和 54 年 1 月 10 日より昭和 55 年度までの間は、本会会則第 3 条、第 4 条の規定にかかわらず、役員を置かず、代わりに父母より 10 名の本部運営委員を選出し、総会の承認を得て役員の任務を代行するものとする。

付 則 (3)

本会則は、昭和62年4月18日より一部改正し、施行する。
本会則は、昭和63年4月23日より一部改正し、施行する。
本会則は、平成4年3月2日より一部改正し、施行する。
本会則は、平成18年4月27日より一部改正し、施行する。
本会則は、平成23年5月2日より一部改正し、施行する。
本会則は、平成25年5月2日より一部改正し、施行する。
本会則は、平成27年5月1日より一部改正し、施行する。
本会則は、令和3年5月1日より一部改正し、施行する。
本会則は、令和4年5月1日より一部改正し、施行する。
本会則は、令和5年5月1日より一部改正し、施行する。
本会則は、令和6年5月1日より一部改正し、施行する。
本会則は、令和6年12月19日より一部改正し、施行する。

表彰規定

- 第1条 この規定は、本会の振興発展に功績のある個人の表彰に必要な事項を定める。
第2条 会員で、その業績が会並びに会員の向上、生徒の福祉増進、教育の振興など顕著である場合。
第3条 表彰は表彰状を授与し、記念品を贈呈する。
第4条 表彰は、会員および学年委員長、専門委員長の具申を運営委員会が受けて決定する。

慶弔規定

- 第1条 この規定は、会の事業の一環として、慶弔について定める。
第2条 会員および団体に対する慶弔金は次の通りとし、金額については、運営委員会で決定する。
1. 本校と同一ブロック内にある小・中学校に於ける行事。
2. 教職員が転・退任された場合は記念品を贈呈するものとする。
第3条 会員および生徒死亡の場合は、死を悼み謹んで弔慰する。(弔慰金 5,000円)
第4条 その他、必要と認めた場合は、役員協議の上、慶弔、および見舞いを行なうことができる。

付 則

この規定は、昭和54年11月10日よりおこなわれるものとする。
この規定は、令和4年5月1日より一部改正し、施行する。
この規定は、令和6年5月1日より一部改正し、施行する。